

福島県警察から


民泊の届出をする方へのお願い

確実な身分確認等の徹底を！！



国からの指導事項

重要

- ① 宿泊者名簿の正確な記載 
- ② 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者への旅券の呈示、旅券の写しの保管
- ③ 旅券呈示を頑なに拒否する場合には、警察署へ通報
- ④ 警察から宿泊者名簿の閲覧依頼への協力



※ 参考(国からの指導事項)
平成29年12月26日付け 薬生衛発1222第1号、観観産第602号
「住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について」



以上について確実な対応、ご協力をお願いします。



警察では、国内でのテロ等の不法行為を未然に防止するため、民泊サービスを「営もうとする方」「営んでいる方」へ、身分確認の徹底等に関する呼びかけを行っていますので、ご協力をお願いします。